

熊本県臓器移植院内コーディネーター設置要領

1 目的

熊本県（以下「県」という。）は、移植医療に対する県民の理解を深めるとともに、移植医療を円滑にする体制整備の一環として、関係医療機関に、臓器移植院内コーディネーター（以下、「院内コーディネーター」という。）を設置する。

2 体制

(1) 院内コーディネーターは、各医療機関1～4名程度とする。

なお、院内コーディネーターは、医師、看護師、検査技師、事務職員等臓器移植に関わる職種であることが望ましい。

(2) 県は、関係医療機関の長の推薦に基づき、院内コーディネーターに対し依頼状（別記第1号様式）を交付する。

(3) 院内コーディネーターの依頼期間は、原則として4年間とするが、再任は妨げないものとし、期間満了に伴い再任者と新任者に依頼状を交付する。

(4) 院内コーディネーター設置の趣旨に照らし、県が不相当と認めた院内コーディネーターについては、県は所属医療機関の長と協議のうえ、依頼を取り消すことがある。

3 活動内容

院内コーディネーターは、所属医療機関の実情に応じ、熊本県臓器移植コーディネーター（以下、「県移植コーディネーター」という。）との連携のもと、次の活動を行う。

なお、活動に当たっては、患者や家族のプライバシーに十分配慮するものとする。

(1) 日常の活動

① 所属医療機関内の医療従事者等に対し、移植医療に関する知識の普及啓発を行う。

② 所属医療機関において、主治医を定期的に訪問するなど院内の連携を図り、主治医の理解と協力により臓器提供者に関する情報を得るよう努める。

③ 所属医療機関において、主治医等に患者・家族から臓器提供の申し出があった場合は、臓器提供に関する患者・家族の窓口となる。また、登録受付について、県移植コーディネーターへ引き継ぐ。

(2) 臓器提供発生時の活動

① 臓器提供に関する家族への説明について、主治医の指示のもと、医師を補佐し、又は自ら直接説明を行う。

② 臓器提供の意思が確認できた場合、県移植コーディネーターに連絡をとり、所属医療機関内の関係部署との連絡調整を行う。また、県移植コーディネーターと連携しながら円滑に臓器摘出ができる体制づくりに努める。

(3) その他移植医療に付随する活動

4 研修会の開催

県は、院内コーディネーターの資質の向上並びに県移植コーディネーターと院内コーディネーター、及び院内コーディネーター相互の情報交換を図ることを目的として研修会を随時開催する。

5 変更手続き

医療機関は、依頼期間の途中でコーディネーターを変更する必要がある場合及び依頼状の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに別記第2号様式により変更届を提出するものとする。

なお、変更後の院内コーディネーターの依頼期間は、変更前の残りの依頼期間とし、県は変更届の提出があった場合は、その都度依頼状を交付するものとする。

6 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成14年7月12日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年9月24日から施行する。



依 頼 状

(医 療 機 関 名)

(個 人 名) 様

あなたに熊本県臓器移植院内コー
ディネーターを依頼します

期 間 年 月 日から 年 月 日

活動内容等 熊本県臓器移植院内コーディネーター設置要領
に定める

年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(別記第2号様式)

変更届

医療機関名			
変更後の院内 コーディネー ター所属・職 氏名	所属		
	職		
	氏名		
変更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

医療機関住所

〒 — TEL — —

医療機関名称

代表者の氏名

(記載担当者)

所 属 :

氏 名 :

連絡先 : TEL

FAX

熊本県知事

様